

平成 21 年 第 4 回

菊陽町議会 5 月臨時会会議録

平成 21 年 5 月 29 日

熊本県菊陽町議会

第4回菊陽町議会5月臨時会会議録

平成21年5月29日（金）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(平成21年第4回菊陽町議会5月臨時会)

平成21年5月29日

午前9時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出議案第38号を議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 議案第38号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 坂本秀則君

2番 北山正樹君

3番 石原武義君

4番 甲斐榮治君

5番 芝和長君

6番 岩下和高君

7番 佐藤竜巳君

8番 大塚昇君

9番 福島知雄君

10番 川俣鐵也君

11番 吉本堅君

12番 小林久美子君

13番 酒井良一君

14番 上田茂政君

15番 梅田清明君

16番 鍋島有志男君

17番 永野輝全君

18番 吉村豊明君

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

16番 鍋島有志男君

17番 永野輝全君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後藤三雄君

教育委員長 三島誠一君

教 育 長 赤峰洋次君

教 育 次 長 田中真治君

総務部長 宮本義次君

福祉生活部長 大川育男君

会計管理者兼
会計課長 大野秀治君

総務部審議員
兼総務課長 吉岡典次君

総務課長補佐
兼庶務法制係長 服部誠也君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君

書 記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時0分

○議長（吉村豊明君） それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、16番鍋島有志男君、17番永野輝全君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（吉村豊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配付しましたとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出議案第38号を議題

○議長（吉村豊明君） 日程第4、町長提出議案第38号を議題といたします。

議案は、さきに議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（吉村豊明君） 日程第5、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成21年第4回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、公私ともご多用の中ご出席いただき、ありがとうございます。

つい先日の5月15日に第3回の臨時会を開催しましたが、急を要する案件が生じたの

で、急遽本日、平成21年第4回菊陽町議会臨時会をお願いしたところでございます。

さて、ご承知のとおり、初めてメキシコで感染者が確認された新型インフルエンザは、世界の国や地域で感染が確認されており、国内での感染が確認されたのは、大阪、兵庫、滋賀、東京、神奈川、京都、埼玉、福岡、静岡、和歌山の10都府県でありまして、感染者は364人となっております。このような状況でもあり、本町では、先週の5月23日土曜、24日日曜日から、健康保険課が相談窓口となり、保健師が交代で町民の電話等の相談を受けており、明日30日土曜、31日日曜の閉庁日も町民の相談に応ずることといたしております。

それでは、本臨時会に付議します提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号は、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

内容は、人事院が今年5月1日に、平成21年6月に支給される国家公務員の期末勤勉手当の額を引き下げるよう臨時勧告を行いました。これを受け、国においては勧告どおり実施することを決定し、一般職員の職員の給与に関する法律等が改正されたことに伴い、地方公共団体においても均衡上国の取り扱いに準ずる必要があり、また昨今の社会経済情勢を踏まえ、これまでどおり勧告内容を尊重すべきであると考え、本条例の一部を改正するものであります。

以上、議案の要旨のみを説明いたしました。詳細につきましては、議案審議の際に担当から説明いたしますので、慎重にご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第38号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第6、議案第38号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務審議員、内容を説明を求めます。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） それでは、議案第38号についてご説明申し上げます。

その前に、訂正とおわびを申し上げます。さきにお配りいたしておりました議案につきまして、番号が36号となっております、正しくは議案38号でございますので、訂正の用紙のみを皆さん方の手元にお配りいたしておりますので、差しかえていただきますようお願い申し上げます。また、修正につきましておわびを申し上げますところでございます。

それでは、早速でございますが、ご説明申し上げます。

菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

1枚めくっていただきまして、改正文を載せております。今回の改正につきましては、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関しまして改正するものでございまして、本文の

改正はございません。附則のみの追加の分でございます。

ここに掲げておりますとおり、附則に次の1項を加えるということにしております。9項まで附則が現在ございますので、次の10項を加えるものでございます。「平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項の規定の適用については、第19条2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3号中「「100分の140」とあるのは「100分の75」」と「「100分の125」とあるのは「100分の70」」と、第20条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする」という文を加えております。現在、一般職の職員につきましては、100分の140の期末手当を支給しておりますが、これを100分の125に減額するものでございます。

同3項中の文につきましては、再任用職員の分でございます。再任用以外の職員が100分の140支給する分については、再任用職員は100分の75というふうに定めておりますので、今回100分の125に減額されることになりまして、再任用職員を「100分の75」から「100分の70」に減額するものでございます。

また、20条第2項の第1号中の規定につきましては、勤勉手当の額でございまして、「100分の75」と定めておりますが、これを「100分の70」に減額しようとするものでございます。また、同項第2号中「100分の35」につきましては、再任用職員を「100分の35」と定めておりますが、これを「100分の30」に減額しようとするものでございます。

参考資料の表紙の次のページをめくっていただきますと、現行の関係条文等の抜粋をつけておりまして、2段書きで黒く濃く定めておるものがございます。上のほうの第19条第2項のところに、「100分の140」というのを「100分の125」、上段に書いておりますが、これが再任用職員以外の我々の現在勤務してる職員の期末手当の分を100分の125にすると。それから、その下のほうの第3項の中で、「再任用職員に対する前項の規定の適用については」というところにあります、「「100分の140」とあるのは「100分の75」」、これを「「100分の125」とあるのは「100分の70」」というふうに改正するものでございます。本文の改正はありませんので、これは参考文として載せております。

次のページをめくっていただきますと、上のほうに、6行目の部分に2段書きしておりますが、「100分の75」を「100分の70」、これが勤勉手当の分の、我々、再任用職員以外の分の定めでございます。それから、第2号について、再任用職員について定めておりますが、「100分の35」を「100分の30」。このいずれについても、本文については改正はありません。附則によって、6月支給分はこういう手当の支給方法を行いますということで掲げているものでございます。

3ページ、その次のページの一番下のほうに10項として加えているところでございます。先ほど読み上げたとおり、10項についてこういうことで改正をしようとしているところでございます。

先ほど「本文」と言いましたが、「本則」です、本則の条文の改正はございません。

そういった状況で改正いたしますと、期末手当につきましては、現在1.4月分、100分の140ですから、これが1.25月分、勤勉手当が0.75月分を0.7月分、したがって、合計としまして現在2.15月分が0.2月分減額されまして1.5月分となるというところでございます。再任用職員につきましては、期末手当が0.75月分が0.7月分、勤勉手当が0.35月分が0.3月分、計1.1月分が1.0月分となるところでございます。

これに伴いまして、減額がどれだけ行われるかということをお願い申し上げますと、再任用職員以外の一般職員の分につきましては1,384万6,251円の減額となります。1人当たり6万5,622円です。それから、特別職、町長、副町長、教育長及び議員さんの皆さん方の期末手当につきましては、一般職の職に準ずるということになっておりますので、我々の一般職分を減額されまして、それぞれに減額されることとなります。特別職3名分が、差額として32万4,646円となります。議員さん方の合計が80万400円、1人当たり4万4,467円、平均ですが減額されることとなるところでございます。

次に、今回特に臨時で勧告がなされました件につきまして申し上げますと、特別調査の実施の状況につきましては、人事院勧告したところでございますが、本年の民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況は、昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴い、公表された民間労使の資料によると、製造業では前年比で大幅な減少となっているのに対し、それ以外の一部の産業ではほぼ前年並みとなるなど、業種による相違が大きかったが、全体として見ても、過去20年以上にわたって見られないほどの大幅な前年比マイナスとなることがうかがえたと。このような急速かつ大幅な一時金の減少は極めて異例の事態であり、本院としても、民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況を6月期の特別給支給の基準日である6月1日前に把握する必要があると考え、例年どおり5月から行う職種別民間給与実態調査とは別に、緊急にその決定状況を把握するための特別調査を実施することとしたということになっております。

調査の概要としましては、対象企業が50人以上の企業になっておりまして、そこから抽出された2,700社を対象に、本年の夏季一時金の予定されている平均支給額及び平均支給月数並びに前年の夏季一時金の平均支給額及び平均支給月数等を把握するための調査が行われているところでございます。

特別調査の結果といたしまして、今回の特別調査の結果から次のようなことが認められるということで上げられております。決定済み企業に勤務する従業員数は、別表1に示すとおり、全体の19.7%にとどまり、現時点では全体の約8割の従業員の夏季一時金が未定となっており、製造業では約22%減額、その他の産業のうち、卸売業、小売業では13.3%の減額、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業では1.4%の減額などとなっており、製造業を除く産業全体で見ると減少率は0.6%にとどまっていると。こういった状況の中で、その内容としまして、民間企業における本年の夏季一時金は、決定済み企業で昨年の夏季一時金に比べ14.9%の

減と大きく減少することがうかがえることから、民間の夏季一時金と公務員における特別給における大きな乖離があることは適当でなく、可能な限り民間の状況を公務に反映することが望ましいこと。また、12月期の特別給で1年分を精算しようとする大きな減額となる可能性があることを考えると、本院としては、本年6月に支給すべき期末手当及び勤勉手当の支給月数について、給与法に規定する支給月数をそのまま支給することは適当ではなく、何らかの調整的な措置を講ずることが適当であると考えられるというようなことで、今回の臨時勧告に至っているところでございます。

さらに、現時点におきまして、民間の夏季一時金が大きく減少していることを踏まえた措置が必要ではあるものの、本年の夏季一時金の全体状況を正確に把握することができないことから、本院としては、今回の調査により明らかになった民間の状況を反映させるため、暫定的な措置として6月期の特別給の支給月数の一部を凍結することが適当と考えるということで今回の臨時勧告となったところでございます。したがって、今回の減額については6月支給する分の暫定的な措置でございますので、来年以降の6月期の減額については、8月の初めに例年勧告されております人事院勧告に基づいて、今年の冬の支給額に合わせて来年以降の分が勧告されるものというふうに思っているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 今回は人事院の臨時的な勧告だそうですが、民間企業に際しては、2年ほど前、言えば1年ほど前ぐらいまでは、東京エレクトロン、本田技研等、東京エレクトロンに際しては、私の同級生の話聞けば、もう最高額のボーナスをもらったと。200万円を超えるボーナスをもらったと。今回は、民間企業の、リーマン・ブラザーズから始まった100年に一度の大不景気ですけど、人事院からの勧告で、年収が上がったときとか、臨時的にボーナスを上げなさいという勧告は今までなされたことあるんですか。

○議長（吉村豊明君） 総務審議員。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） 期末勤勉手当の勧告については、景気がよかった時代、バブル期には、公務員の最高額は5.35月分が支払われたという経緯があるというふうに思っております。それから、平成6年にバブルが崩壊いたしまして、その後徐々に減額されまして、現行では4.5月分が支払われております。

バブル期時代には、翌年度に民間企業の調査をして、翌年度、12カ月後に公務員の給料に反映させるような状況にありました。それが、1年後になりますと、例えば今年極端に民間が下がった場合に、公務員だけは、定期昇給分は必ず上がることになるものですから、公務員の給料を報道されると、何%公務員はボーナスがアップしたというようなことが報道されまして、



民間との差が非常にあるような誤解を受けるということで、それが半年後には影響させるというようなことになったところでございます。それが数年前の状況です。

それから、今回は特に大きいということで、先ほども説明しましたように、特に12月に一気に反映させると減額幅が非常に大きいということで、暫定的に6月も、調査がまだ完全にできない状態でありますので、それで6月にも暫定的に減額をさせて、冬の減額幅を小さくすることができるといってこのようになっておりますので、景気の状態に応じては人事院というのはそれぞれ勧告をしてきてる状況にはあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 昨年の夏、平成20年の人事院の勧告、通達に際し、職員は8時間勤務から7時間45分、15分短縮しなさいという通達がなされたとありますが、合志市など、7時間45分勤務になってるそうですが、なぜ菊陽は15分短縮しなかったか、その説明をよろしく願います。

○議長（吉村豊明君） 総務審議員。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） ただいまの質問につきましては、現在検討をしておりますが、住民サービスの観点から、その影響度っていうのはある程度把握しないと一気にできない状況でございます。国の場合は直接住民の方々との接触というのがありますが、町村の場合、直接我々かかわっておりますので、閉庁時間が15分短くなるという状況がございますので、そういった影響等も考えて実施をしたいというふうに思ってます。今後検討して、県あるいは隣接の市町村の動向を考慮しながら、それについては実施をしていきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 昨日の菊池環境保全組合の臨時議会では、議案説明で、地方公務員については地域の実情を踏まえて国の取り扱いを基本としなさいとなされてますけど、平成21年度の予算を編成する際、慎重審議の中で可決され、今執行されてるわけですけど、財政的に考えて、菊陽町、別にこれ削減しなくてもいいんじゃないですか。町長、ちょっとお答えください。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この予算措置上確保してあるから今回の勧告を見直さないでもいいんじゃないかということでもありますけども、これにつきましては、このいわゆる人事院勧告というのは、さっき説明をしましたように、この民間との給与関係といいますか、そういうのを十分勘案した上で毎年この勧告があつてるわけでありまして、予算上それがあつたら、確保してあるから払えるんじゃないかという言い方かもしれませんけれども、そういう予算のあるからどうだということじゃなくて、やはりこれは、給与関係というのは、この人事院というのが、

いわゆる民間と公務員の給与のあり方というか、そういうことを見ながら勧告されるところでありまして、国もそういった中で勧告に基づいてされておりまして、昨日も県議会のほうでも、県職員についても同じような議決があったところでもありますので、その辺よろしくご理解願いたいと思います。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 議案第38号の内容は理解できるんですが、平成21年4月1日付の職員配置図、それを見てみますと、課長級のところに審議員というマークがついておりましたが、審議員とはどのような立場の方々なのか、またその審議員という方々は給料アップにつながるのか、給料の引き下げにつながるのか、町長にそこをお尋ねいたします。

○11番（吉本 堅君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 審議員ということで、部長と、それから課長職を兼ねながら審議員としてやっておりますけども、この職につきましては、その勤務年数とか、それから課長職のいわゆる経験年数等に基づきまして、部長と、それから課長職を兼ねながら、さらに他の課の連携を持つような意味で設けておりまして、給与面につきましては、給与のほうの見直しはそれによりましてありますけども、実態としては、18年の給与改定がありまして、ほかの職員もそうですけども、上のほうの、もう40代から50代になりますと、その当時の給料表が変わりまして、現在は給与はアップしますけども、現給保障ということで、その18年当時のところの給与の実際の支給額は変わってないというような状況であります。

今回の審議員のところにつきましては、管理職手当の分が、課長職が8%だったんですが、それが9%で、1%だけは上げておりますけども、そういった職務の中で意欲を持ってするように、1%の分は、手当のほうは引き上げたところであります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今回、このように国の国家公務員の給与引き下げに伴うというふうな改正なんですけど、1%ばかり給料アップにつながるというふうな今の町長の答弁だったと思うんですけど、こういう中で、給料アップにつながるような審議員制度の考え方といいますか、部長制度というのは、県内でも町村レベルではほとんどないのではないかなと。そういう中で、さらに部長待遇というふうなことで、数多くの課長さん方兼任ということが、町長のその辺の考え方はどのように考えておられるのかというところでもう一回お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） その1%と言われますけど、これはもう管理職手当の分ではありますが、本町の場合は、以前見直しをやった段階で、近隣の市町村の中でも、課長職につきましては管理職手当10%払ってるところもありますけども、本町の場合が8%に引き上げたところであります。そういうところがありまして、いわゆる経験年数、それから部長職と同等程度のいわゆる

経験年数を持っておりまして、そういった関係もありまして、その審議員という職をして、手当のほうは1%上げましたけども、他の市町村の中では管理職で10%支給しとるところもあるということで、それとしますと1%まだ低いところの位置づけになっているところでもあります。そういうところで採用したところでもあります。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 2点ですけども、1つは今の1%、管理職手当の、これは、一時金、つまり賞与にはね返るかどうか1点。

それからもう一点は、こういった給与上の変化等は町民に正しく伝えないといけないと思うんです。ですから、その伝える場合に、この条例の100分の125とか140とか、なかなかわかりにくい。それで、先ほど課長が言われた何カ月分が何カ月分になるというふうな整理の仕方、それと幾ら減るのかとか、その辺の資料を出していただけるかどうか、その2点だけよろしくお願いします。

○議長（吉村豊明君） 総務審議員。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） 1点目の1%の分ですけども、管理職手当についてでございますが、これは期末勤勉手当には反映しない状況でございます。

それから、この改正の分の100分の140とかというものについて、何月分ということでございますが、これについては、おっしゃるとおり、改定内容を示す場合には、0.2月分ですとか0.15月分ですとか、そういった表現のほうの方がわかりやすいのかなというふうには思っております。

以上でございます。

（4番甲斐榮治君「総務課に来ればいただけますか」の声あり）

改正文ですか。

（4番甲斐榮治君「いや、その今の表現のもの」の声あり）

はい、それはお渡しできます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第38号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行うものです。

先ほど吉岡課長さんのほうより説明がありまして、菊陽町では一般職の影響が1人当たり6万5,600円ということで、非常に大きな減収という内容です。この人事院が既に決まっていた

公務員の夏季一時金をカットする勧告を出したことは、内需拡大による景気回復に逆行し、労働基本権を剥奪されてる公務員に対して、代償機関としてこの人事院というのはあるわけですが、その役割を投げ捨て、政府・与党の政治的動きに追随するものだと考えます。

公務員の賃金は、前年冬と当年夏の民間の支給額を調べ、8月に人事院が勧告する仕組みになっています。例年どおりの調査を行うとされていますが、その前に一部企業の調査をもとに削減を勧告したというのは非常に問題だと思います。民間の一時金削減が相次いだので、公務員の夏季一時金も削減しようというものですが、もともと勧告は夏の一時金支給には間に合わないため、年末一時金に反映されており、時間差はあっても、全体としては水準調整が行われる仕組みになっています。それを今年、特に今回は無視して前倒しで削減するというのは、ルール無視も甚だしいと思います。

一時金カットは、今自民党が減額法案を検討し始めたことが発端になり、選挙向けに公務員をたたいたとアピールすることや、ルール無視の賃下げ実績づくりがねらいと言わざるを得ません。公務員の一時金削減は、民間中小企業の賃金を抑え込み、審議が今から始まる地域別最低賃金改定にも冷や水を浴びせるものです。

今、内需拡大による景気回復が非常に求められてる中で、そのための補正予算も国は出したと言いつつ、片一方ではこういう内需を冷やす一時金削減をあえて前倒しで行う道理はないと思います。こういうふうにしていきますと、消費の低迷と景気悪化の悪循環を加速することにはかならないということを懸念して、反対討論とします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 私も反対の立場で討論いたします。

先ほど小林議員がおっしゃったとおり、国は緊急的な経済対策として、大型補正、また定額給付金、またエコ電化製品のポイント制など、内需拡大のために膨大な税金を費やしてる中、逆行する動きで、人事院からの勧告で地方公務員の給与をカットしなさいと。これは国の政策が逆行するもので、大体内需拡大しようというときにとても考えられない措置でございます。

また、2点目に、先ほども質問いたしましたけれども、平成20年の夏の15分短縮を通達された際に、菊陽町では15分短縮なされておられません。そういったことに関しては短縮されなくて、今回の場合だけ給与をカットするというのはおかしいんじゃないかと思います。

第3番目に、これが一番あれなんですけど、県内の自治体、賃金比較表を見ますと、菊陽町が、2006年4月1日現在で第6位です。これは熊本市、市町村、熊本県全部の比較表なんですけど。2006年で1歳当たりの給料月額が7,944円、2007年4月1日現在で、これだんだん順位が下がってきますけど、13位、7,762円、2008年4月1日で、これ16番目、7,659円と、年々1歳当たりの給料月額が下がっているわけです。菊陽町は、県内でもナンバーワンの元気があるまちと言いつつ、結局給与の実態、給料、給与の実態はもう年々下がっているわけです。こ

れでは、菊陽町役場職員としての誇り、また仕事に関する意欲が絶たれると思います。

その3点からして、私は反対をいたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 私は、議案第38号に賛成の立場で討論をしたいと思います。

今小林議員あるいは坂本議員、いろいろ意見を述べられました。本当に納得できるところがたくさんございます。

1つは、これは一時金の問題で、この6月に限った問題ですけれども、一時金といえども、これは生活費に実際上は入ってるわけです。これを簡単に削るとかなんとかというのは私は基本的に反対なんですけれども、ただ現在の状況をこれやっぱり考えなくちゃいけないというふうに思います。

それから、地方分権が今一つの大きな流れになってますけれども、将来的には、坂本議員もおっしゃいましたように、国がどうあろうと、その地方自治体が頑張って、財政的にもきちんといっておれば、何も国の方針に引っ張られる必要はないと。その地方自治体は自治体独自の給与体系、ボーナスを持つべきであるというふうに、将来的にはそういうふうだというふうに考えます。ただ、現在やっぱりこの世論の動き等を見てみますと、国家公務員が給与を減額するという大きな流れの中で、今菊陽町が、財政的にそう困らないということであっても、これを全くその流れと反対の結論を出すということは、やっぱり町民からも非常に厳しい指摘を受けざるを得ないだろうというふうに考えます。先々のやっぱりいろんな問題を説得しながらやっていくにしても、先ほどの審議員の問題もございますが、よくよく慎重に考えて、やっぱり町民を説得できるようなその姿勢を示す必要があるんじゃないかと。

だけど、いずれ、これはもう一時的な引き下げですので、将来は回復すると思いますけれども、今はこういう提案に賛成せざるを得ないかなという意味で賛成をいたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成21年第4回菊陽町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前9時38分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 吉 村 豊 明

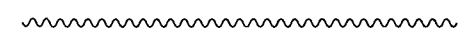
菊陽町議会議員 鍋 島 有志男

菊陽町議会議員 永 野 輝 全

菊陽町議会会議録
平成21年第4回5月臨時会

平成21年5月発行

発行人 菊陽町議会議長 吉村 豊明
編集人 菊陽町議会事務局長 阪本 健治
印刷 株式会社 きょうせい九州支社
電話 (092) 432-0781 (代表)



菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電話 (代) (096) 232-2111
議会事務局TEL (096) 232-4919